

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：行商従業者証等の様式の承認に関する規程
根拠条項：第7条
処分の概要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法令の定め：</p> <p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程第1条（承認を受けることができる団体）</p> <p>同第5条（資料の提出）</p> <p>同第6条（作成・交付事業の廃止の届出）</p>
<p>処分基準：</p> <p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のようなときなどを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき。（同条第1号） <ul style="list-style-type: none"> 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき。（同条第2号） 資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき。（同条第3号）
<p>問い合わせ先：</p> <p>北海道警察本部生活安全課保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備考：